

議員提出議案第2号

伊丹市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定
について

伊丹市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を別記のとおり
制定する。

令和7年3月26日提出

提出者

| | | | |
|---------|-------|---------|--------|
| 伊丹市議会議員 | 泊 照彦 | 伊丹市議会議員 | 加藤 光博 |
| 伊丹市議会議員 | 北原 速男 | 伊丹市議会議員 | 高塚 伴子 |
| 伊丹市議会議員 | 杉 一 | 伊丹市議会議員 | 戸田 龍起 |
| 伊丹市議会議員 | 篠原 光宏 | 伊丹市議会議員 | 竹村 和人 |
| 伊丹市議会議員 | 保田 憲司 | 伊丹市議会議員 | 山 蘭 有理 |
| 伊丹市議会議員 | 齊藤 真治 | 伊丹市議会議員 | 大津留 求 |
| 伊丹市議会議員 | 川井田清香 | 伊丹市議会議員 | 服部 好廣 |
| 伊丹市議会議員 | 岸田真佐人 | 伊丹市議会議員 | 永松 敏彦 |
| 伊丹市議会議員 | 高橋 有子 | 伊丹市議会議員 | 鈴木久美子 |
| 伊丹市議会議員 | 土井 秀勝 | 伊丹市議会議員 | 花田康次郎 |
| 伊丹市議会議員 | 加柴 扶美 | 伊丹市議会議員 | 松浦 晴美 |
| 伊丹市議会議員 | 新内 善雄 | 伊丹市議会議員 | 大江ひろと |
| 伊丹市議会議員 | 前田伸一郎 | 伊丹市議会議員 | 森 華奈子 |
| 伊丹市議会議員 | 鈴木 隆広 | 伊丹市議会議員 | 原 直輝 |

理 由

伊丹市議会議員が療養，長期不在その他の理由により長期間にわたり議員としての職責を果たせない場合における議員の議員報酬及び期末手当の支給の特例を定めるため。

伊丹市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和
7年伊丹市条例第 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、伊丹市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び市民の信頼の確保に鑑み、議員が療養、長期不在その他の理由により長期間にわたり議員としての職責を果たせない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第390号。以下「議員報酬条例」という。）の特例について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 伊丹市議会定例会及び臨時会の本会議

イ 伊丹市議会委員会条例（昭和41年伊丹市条例第36号）に基づき設置された委員会の会議

ウ 伊丹市議会会議規則（昭和41年伊丹市議会規則第1号）第97条に規定する委員の派遣

エ 伊丹市議会会議規則第154条に規定する協議又は調整を行うための場

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第13項に規定する議員の派遣

カ 法第104条の規定に基づく議長の職務

キ 法第106条の規定に基づき副議長又は仮議長が行う議長の職務

(2) 長期欠席 議員が、引き続き90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。

(3) 公務上の災害 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年伊丹市条例第48号）に基づき

認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が長期欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から起算して市議会の会議等に出席した日の前日までの期間に応じて、次の表に定める支給割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

| 長期欠席の期間 | 支給割合 |
|--------------------|---------|
| 90日を超え180日以下であるとき | 100分の80 |
| 180日を超え365日以下であるとき | 100分の60 |
| 365日を超えるとき | 0 |

2 前項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間に支給割合が異なるときの議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

3 第1項の規定において、当該月の議員報酬について既に支払われていた場合は、翌月の議員報酬から当該減額に係る額を差し引いて支給する。ただし、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、同項の規定は適用しない。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）の前6月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、支給割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6月以内の期間に支給割合が異なる場合の期末手当額は、いずれか低い支給割合を適用して計算する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる期間は、長期欠席の期間に含めないものとする。

- (1) 公務上の災害による欠席の期間
- (2) 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）
前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による就業制限又は入院の対象となる期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、長期欠席の期間に含めないことにつき相当の理由があると議長が認める期間

（改選後における議員報酬及び期末手当に係る効力）

第6条 この条例の規定による議員報酬及び期末手当の減額及び不支給については、その事由が生じた日の属する任期中に限り、その効力を有する。

（疑義の決定）

第7条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。